

閉会中の調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関する事。 ・議会及び行政一般に関する事。 ・文書及び法制に関する事。 ・情報公開及び個人情報保護に関する事。 ・統計調査に関する事。 ・防災及び危機管理に関する事。 ・組織及び職員定数に関する事。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 ・税の賦課徴収に関する事。 ・債権の調査及び徴収に関する事。 ・消防に関する事。 ・総合計画及び新市建設計画に関する事。 ・重要政策の立案及び調整に関する事。 ・事務管理に関する事。 ・広域行政に関する事。 ・行政改革の推進に関する事。 ・合併に係る調整事項に関する事。 ・総合教育会議に関する事。 ・予算その他財務に関する事。 ・市有財産に関する事。 ・情報処理及び情報化に関する事。 ・地域振興に関する事。 ・観光に関する事。 ・広報に関する事。 ・文化に関する事。 ・スポーツに関する事。 ・入札及び検査に関する事。 ・教育に関する事。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事。 ・選挙事務に関する事。 ・市役所庁舎耐震化に関する事。 ・学校給食に関する事。 	<p>次回定例会前日まで継続して閉会中調査する。</p>

<p>民生福祉常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・保育所に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・地域医療に関すること。 ・在宅医療介護連携に関すること。 ・人権・男女共同参画に関すること。 ・火葬場に関すること。 ・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・障害者・高齢者福祉に関すること。 ・環境衛生に関すること。 ・社会福祉に関すること。 ・市民活動に関すること。 ・急患診療に関すること。 ・健康マイレージに関すること。 ・証明書コンビニ交付に関すること。 ・マイナンバーカードに関すること。 	<p>〃</p>
<p>産業建設常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商業及び工業に関すること。 ・企業立地に関すること。 ・労政に関すること。 ・公共交通に関すること。 ・農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。 ・地方卸売市場に関すること。 ・小型自動車競走事業に関すること。 ・道路及び橋梁<small>りょう</small>に関すること。 ・河川及び港湾に関すること。 ・都市計画に関すること。 ・駐車場事業に関すること。 ・都市開発に関すること。 ・公園及び緑地に関すること。 ・下水道及び農業集落排水に関すること。 ・建築及び住宅に関すること。 ・水道事業に関すること。 	<p>〃</p>
<p>議会運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次期議会の会期日程等の議会運営に関する事件及び議長の諮問に関すること。 	<p>〃</p>